自転車の安全運転について

相談内容

イヤホンで音楽を聴きながら自転車を運転してはいけない根拠を教えてほしい

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、イヤホンで音楽を聴きながら自転車を運転するのは、道路交通法と山口県道路交通規則で禁止されていることを説明し、詳細は、山口県警察交通企画課または警察署に問い合わせるよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

近年、自転車の運転時に、スマートフォンを操作したり、イヤホンで音楽を聞いたりするといった、いわゆる「ながら運転」に起因する交通事故が後を絶たず、運転者の交通ルールの順守、自転車の安全な利用がより一層求められています。

自転車は、道路交通法では車両に位置付けられており、同法にその通行方法、運転者の義務・順守事項などが定められています。また、都道府県公安委員会が、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項についても、同法の運転者の順守事項として規定されています。

山口県公安委員会は、この規定から、山口県道路交通規則に運転者の順守事項をいくつか定めており、この中に、「安全な運転に必要な交通に関する音または声が聞こえないような状態でカーステレオ等を聞きながら車両を運転しないこと」との事項が掲げられています。このため、イヤホンで音楽等を聞きながら周囲の音や音声が聞こえない状態で自転車を運転する行為は法令違反になります（罰則：５万円以下の罰金）。

また、自転車運転中のスマートフォンや携帯電話の使用などに起因する交通事故が増加傾向にあることから、昨年 11 月に道路交通法が改正され、自転車運転中に、スマートフォンなどで通話する行為や画面を注視する行為の罰則が強化されました。違反した場合の罰則は、「６カ月以下の懲役または 10 万円以下の罰金（交通事故などの交通の危険を生じさせた場合は、１年以下の懲役または 30 万円以下の罰金）」とされました。

自転車の「ながら運転」は、周囲の危険を察知できず、歩行者や車に衝突するなど、重大な事故につながる極めて危険な行為です。

日頃から交通ルールやマナーを順守して、安全な運転を心がけましょう。

詳細は、山口県警察交通企画課（代表電話０８３・９３３・０１１０）にお問い合わせください。

（令和７年３月 26 日　山口新聞に掲載）